

介護老人保健施設 岡の苑入所 利用料金表

基本料金

令和8年8月1日現在

内 訳	月額利用料（30日計算）				
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本利用料	23,790円 (793円/日)	25,290円 (843円/日)	27,240円 (908円/日)	28,830円 (961円/日)	30,360円 (1,012円/日)
食 費	負担限度額	非該当	46,350円	(1,545円/日)	
		ランク 3-②	42,600円	(1,420円/日)	
		ランク 3-①	20,400円	(680円/日)	
		ランク 2	11,700円	(390円/日)	
		ランク 1	9,000円	(300円/日)	
居 住 費	負担限度額	非該当	13,110円	(437円/日)	
		ランク 2、3	12,900円	(430円/日)	
		ランク 1	0円	(0円/日)	

※市町村民税非課税世帯等の方には、申請により食費や居住費の負担限度額が適用される場合があります。

加算(利用者全員に算定)

加 算	利用料	備 考
夜勤職員配置加算	720円 (24円/日)	夜間の介護サービスを提供するために必要な職員の配置を強化するための加算
初期加算(Ⅱ)	900円 (30円/日)	入所日から30日間
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50円 / 月	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合
栄養マネジメント強化加算	330円 (11円/日)	利用者の栄養状態を適切に管理し、健康維持や生活の質向上を評価する加算
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円 / 月	リハビリテーションの効果をより詳細に評価し、個々の利用者に最適な質の高いケアを提供するため、情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受ける
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円 / 月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に加え、疾病状況や服薬情報を厚生労働省へ提出した場合
安全対策体制加算	20円 / 回	利用者の安全を守るための体制を整えた場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円 / 月	介護現場での業務改善やICT活用を評価し、職員の負担軽減とサービスの質向上を両立させるための加算
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	540円 (18円/日)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)Ⅰロ	97/1000単位	(上記基本利用料及び加算に対し9.7%掛かります)

1月あたりの概算料金

負担限度額	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
非該当	88,479円	90,124円	92,264円	94,008円	95,686円
ランク 3-②	84,519円	86,164円	88,304円	90,048円	91,726円
ランク 3-①	62,319円	63,964円	66,104円	67,848円	69,526円
ランク 2	53,619円	55,264円	57,404円	59,148円	60,826円
ランク 1	38,019円	39,664円	41,804円	43,548円	45,226円

主な加算(該当する方に算定)

加 算	利用料	備 考
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円 /回	入所してから3ヶ月間、1回20分以上の個別リハビリテーションを、週おおむね3日以上実施し、ADL評価とLIFE提出を義務化
認知症ケア加算	76円 /日	日常生活自立度がランクⅢ以上の認知症高齢者に対し、専門的なケア体制を整備した場合(3階、4階)
再入所時栄養連携加算	200円 /回	施設入所時より大きく状態が変化した時に管理栄養士が連携し栄養ケア計画を作成することにより算定
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円 /回	医療機関へ退所した際、受け入れ先医療機関へ診療情報や心身状況など必要な情報を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円 /回	入所前後に、退所後の在宅サービス利用に向けて、居宅介護支援事業者と連携し、必要な情報提供や調整を行った場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円 /回	退所時に、居宅介護支援事業者へ診療状況などの情報提供やサービス調整を行った場合
経口維持加算(Ⅰ)	400円 /月	摂食機能障害や誤嚥が認められる利用者に対し、医師・歯科医師の指示のもとで多職種が連携して経口による食事摂取を維持するための支援を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100円 /月	加算Ⅱは、言語聴覚士や嚥下訓練を行う歯科衛生士が計画作成に参加した場合に、加算Ⅰへ上乘せして算定
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円 /月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上の口腔ケアと介護職員への技術指導を行う場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円 /月	Ⅱは加えてLIFEへのデータ提出が必要
療養食加算	6円 /回	糖尿病や腎臓病など特定の疾患を持つ利用者に対して医師の指示に基づき適切な療養食を提供した場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円 /日	肺炎、尿路感染症、帯状発疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対して適切な治療管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円 /月	褥瘡ケア計画に基づき褥瘡管理と評価を行った場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円 /月	褥瘡ケア計画に基づき褥瘡管理(予防)を行った場合

※自己負担割合1割、1単位=10円で算出
「介護保険負担割合証」の負担割合に準じ、「基本利用料」「加算」の料金が変わります。

その他の料金(希望者)

項 目	利用料	
日 用 生 活 品 費	6,000円 (200円/日)	
散髪代 (委託)	1,700円 (長髪)	1,400円 (短髪)
洗濯代 (委託)	660円 (税込)/1ネット	※特殊洗濯は別料金

月平均 9回 $660 \times 9 = 5,940$

医療法人 雄仁会 介護老人保健施設 岡の苑